

平成 28 年度事業計画

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日

全国社会保険労務士会連合会の福利厚生事業を推進するため、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）とその他関係者の協力を得て、次の事業を積極的に行う。

1. 福祉共済事業

- (1) 死亡（高度障害・災害）・総合医療保険
- (2) 休業・療養／傷害給付（団体総合生活保険）
- (3) 団体長期障害所得補償保険
- (4) 団体医療保険（団体総合生活補償保険（標準型）／団体総合生活補償保険（MS & AD 型））
- (5) 特定疾病がん（特約ワイド給付・特約 MAX 給付・女性特約）新 生きるためのがん保険 Days
- (6) ちゃんと応える医療保険 EVER・医療保険もっとやさしい EVER

2. 年金共済事業

3. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

社会保険労務士賠償責任保険については、引き続き都道府県会の協力を得て、開業社労士及び社労士法人の全員加入に向けた取組み並びに勤務等社労士向け保険にかかる周知を推進するとともに、引受保険会社及び有限会社エス・アール・サービスの協力の下、保険事故の未然防止にかかる研修実施等の方策を講じる。

また、使用者賠償責任保険については、開業社労士及び社労士法人に加え、新たに開始した社労士の関与先事業所が利用できる制度の加入促進に向けた取組みを行う。

4. 斡旋に関する事業

(1) 保養・宿泊施設利用の斡旋

加入者（加入者の家族及び従業員を含む。）に関係団体が経営する保養・宿泊施設の利用斡旋及び補助を行う。

(2) 顧問報酬自動振替システムの斡旋

社労士の報酬を顧問事業所から徴収するシステムの斡旋事業及び顧問事業所への口座振替制度の紹介事業を行う。

(3) 百貨店返礼用商品優待割引の斡旋

日本橋高島屋及び三越伊勢丹の返礼品カタログにおける優待割引の案内を行う。

5. 普及宣伝事業

福祉共済事業、年金共済事業及び保養宿泊施設利用斡旋事業の案内を随時『月刊社労士』を活用して周知するとともに、都道府県会及び保険契約締結会社の協力を得て制度の普及を図る。